

自動車二税の身体障害者等減免制度の見直しについて

1. 制度の概要

身体障害者等が障害を克服し、健常者とともに支障なく社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えることを目的とし、①身体障害者等が運転する自動車、②身体障害者等のために身体障害者等と生計を同一にする者等が運転する自動車に係る自動車税・自動車取得税について、自動車所有者の申請に基づき減免するもの。

(1) 減免要件

区分	要件	要件の確認方法	
本人運転	○身体障害者（戦傷病者を含む）が取得・所有する自動車	①本人が身体障害者等であること	身体障害者手帳等
		②本人が所有する自動車であること	車検証
	○専ら当該身体障害者が運転	③本人が運転する自動車であること	免許証
生計同一者等運転	○身体障害者等（身体障害者・知的障害者・精神障害者）が取得・所有する自動車等	①本人が身体障害者等であること	身体障害者手帳等
		②本人が所有する自動車であること ②18歳未満・精神障害者・知的障害者の場合、生計同一者が所有する自動車であること	車検証
	○専ら当該身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために当該身体障害者等と生計を同一にする者が運転	③運転者が生計同一者等であること	生計同一証明書等
	④本人の通院・通学・通所・生業のために、週1回または月4回以上使用しているものであること	通院等証明書	

(2) 減免額

申請のあった自動車に係る自動車取得税・自動車税の全額

2. 見直しの背景

自動車二税の身体障害者等減免制度は、国の要請に基づいて昭和45年から運用してきているものであるが、以下のような昨今の状況に鑑み、制度の見直しを検討したところ。

- 身体障害者等の社会参画をより促進する必要があること。
- 投薬長期化等の身体障害者等を巡る環境の変化に対応する必要があること。
- 運転免許制度の見直しによる運転免許取得可能者の拡大等に対応していく必要があること。
- 税負担の公平性確保の観点から、税率に関わらず全額を減免することは、広く県民の理解が得られるものとなっていないと考えられること。

3. 改正案 (イメージ)

	身体障害者 〈約11,700台 88.7%〉	精神障害者 〈約40台 0.3%〉	知的障害者 〈約1,400台 11.0%〉	減免額
本人運転 〈約9,500台 71.5%〉	○	× ③ ○	× ③ ○	
	③ 本人運転の適用対象者の改正			
生計同一運転 〈約3,700台 28.5%〉	用途回数要件 (自動車取得税) 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上使用 ① 要件なし (自動車税) 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上使用 ② 通院・通学・通所・生業のために、 月1回以上使用			全額減免 ④ 上限設定 ④ 減免額の改正
	① 自動車取得税に係る生計同一者運転の減免適用要件の廃止 ② 自動車税に係る生計同一者運転の減免適用要件の緩和			

① 自動車取得税に係る生計同一者運転にかかる減免適用要件の改正

身体障害者等の社会参画を促進する観点から、自動車取得税の減免に係る生計同一者運転における要件を廃止する。【総務部長通達改正】

現行	改正案
【用途回数要件】 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上	【用途回数要件】 なし

② 自動車税に係る生計同一者運転にかかる減免適用要件の改正

身体障害者等を巡る環境の変化に対応するため、自動車税の減免に係る生計同一者運転における回数に係る要件の見直しを行う。【総務部長通達改正】

現行	改正案
【用途回数要件】 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上	【用途回数要件】 通院・通学・通所・生業のために、 月1回以上

③ 本人運転の適用対象者の改正

知的障害者・精神障害者が運転免許を取得することが可能になったことを踏まえ、知的障害者・精神障害者について本人運転の適用対象者に加える。【条例改正】

現行	改正案
【本人運転対象者】 知的障害者・精神障害者は本人運転適用不可	【本人運転対象者】 知的障害者・精神障害者も本人運転適用可

④ 減免額の改正

税負担の公平性確保の観点から、減免額の上限額を設定する。【条例・規則改正】

現行	改正後
【減免額】 税率に関わらず全額免除	【減免額】 以下のとおり減免の上限額を設定 ・自動車税 45,000 円（重課対象車 51,700 円） ・自動車取得税 300 万円（課税標準額ベース）

（施行期日・経過措置）

平成 31 年 4 月 1 日から施行することとし、施行の日前において減免の適用を受けている自動車について引き続き減免の適用を受けるものは、減免の上限額を適用しない。

4. 改正による影響

(1) 影響額

減収見込額 **▲1,750 万円（平年度）**

※ 適用要件の見直しによる 1 年間の減収を▲43.5 百万円と見込んでいるが、上限設定による 1 年間の増収を 2 百万円と見込んでおり、影響額は段階的に上記額へ平準化。

(2) 市町への影響額

減収見込額 **ほぼなし**

※ 自動車取得税についてはその税込の約 7 割を交付金として市町に交付しているが、上限設定の効果で市町の影響額はほぼ発生しない見込み。

※ 軽自動車税の減免制度を県と同一の要件で運用している市町においては、県要件との差異が生じることに伴い、当該要件の見直しの検討が必要となる可能性あり。

5. 今後のスケジュール

平成 30 年 2 月	総務・政策・企業常任委員会へ報告 条例改正案を 2 月定例会議に上程
平成 30 年 3 月	条例改正案の成立 規則改正・総務部長通達改正
平成 30 年 4 月～	制度改正を広報・周知
平成 31 年 4 月	条例・規則・総務部長通達施行
平成 31 年 10 月	自動車税環境性能割導入

※ 各市町・障害者関係団体等には、平成 30 年 1 月中旬以降、事前説明を実施予定

(参考1) 自動車取得税・自動車税の減免の現況 (平成28年度)

区分	調定額	減免額	適用台数
自動車取得税	1,718百万円	26百万円 (1.5%)	約 600台
自動車税	17,912百万円	511百万円 (2.8%)	約 13,200台

(参考2) 自動車取得税・自動車税の概要

<自動車取得税>

課税主体	都道府県
納税義務者	自動車の取得者
課税客体	自動車の取得
課税標準	自動車の取得価額
税率	自家用自動車(軽自動車除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2%
交付金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村(特別区含む)に交付

<自動車税>

課税主体	都道府県	<自家用乗用車(10人以下)の場合の税率>																						
納税義務者	自動車の所有者																							
課税客体	自動車																							
税率	<標準税率> 自動車の種別・排気量等ごとに設定 <制限税率> 標準税率の1.5倍	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>1.0ℓ超～1.5ℓ以下</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5ℓ超～2.0ℓ以下</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>2.0ℓ超～2.5ℓ以下</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>2.5ℓ超～3.0ℓ以下</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>3.0ℓ超～3.5ℓ以下</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5ℓ超～4.0ℓ以下</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>4.0ℓ超～4.5ℓ以下</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5ℓ超～6.0ℓ以下</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>6.0ℓ超</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	標準税率	総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車	29,500円	1.0ℓ超～1.5ℓ以下	34,500円	1.5ℓ超～2.0ℓ以下	39,500円	2.0ℓ超～2.5ℓ以下	45,000円	2.5ℓ超～3.0ℓ以下	51,000円	3.0ℓ超～3.5ℓ以下	58,000円	3.5ℓ超～4.0ℓ以下	66,500円	4.0ℓ超～4.5ℓ以下	76,500円	4.5ℓ超～6.0ℓ以下	88,000円	6.0ℓ超	111,000円
車種	標準税率																							
総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車	29,500円																							
1.0ℓ超～1.5ℓ以下	34,500円																							
1.5ℓ超～2.0ℓ以下	39,500円																							
2.0ℓ超～2.5ℓ以下	45,000円																							
2.5ℓ超～3.0ℓ以下	51,000円																							
3.0ℓ超～3.5ℓ以下	58,000円																							
3.5ℓ超～4.0ℓ以下	66,500円																							
4.0ℓ超～4.5ℓ以下	76,500円																							
4.5ℓ超～6.0ℓ以下	88,000円																							
6.0ℓ超	111,000円																							

(参考3) 身体障害者等減免制度に関する要望等

【滋賀県視覚障害者福祉協会からの要望 [平成28年8月19日 来庁]】

- ・ 視覚障害者は、本人運転できる者がほとんどいない。
- ・ 病気の治療中であれば何度も通院するが、障害として認定されてしまえば、週1回または月4回以上通院することはほとんどない。
- ・ 家族等が運転する場合の減免要件は、本人が運転する場合の要件と比べて不平等な状態であるとして、使用目的・回数制限の撤廃を要望。

【平成28年11月定例会議（一般質問）：知事答弁】

(質問要旨) 視覚障害者の自動車税減免制度のあり方について、知事の考えを問う。

(答弁要旨) 身体等に障害のある方に対する自動車税の減免制度は、日常生活での移動が困難である方に対して、その方が使用される自動車についての税を減免することにより、障害者が社会の一員として生活を営むことができるよう税制上の支援を行おうとするものでございまして、視覚障害者の方もこの制度の対象となっております。

近年、核家族化の進行など家族形態の変化や医療技術等の進歩に伴う通院回数の減少など、身体等に障害のある方の日常生活を取り巻く環境が変化してきています。

こういった中で、現行の減免制度は、ご家族などが運転される場合、利用条件が厳しいのではないかとのお声もいただいており、今後、視覚障害者の方についてだけでなく、他の障害のある方も含め、どのような制度とするか検討が必要であると考えているところでございます。

【平成28年11月定例会議（一般質問）：総務部長答弁】

(質問要旨) 視覚障害者の自動車税の減免制度に係る難しい利用条件について

(答弁要旨) 制度を利用するにあたっての条件についてでございます。視覚障がい者の方も含め、身体等に障がいのある方ご本人が運転をされる場合は、特に制限はございません。その家族が運転をされる場合は、使用目的や回数について条件を設けております。その内容でございますが、生計を一にしているご家族などが運転をされる場合は、身体等に障がいのある方の通学・通院・通所・生業のために、減免対象となります自動車を持続して週1回または月4回以上使用していただくという条件のもとに、自動車税を減免する制度となっております。

(質問要旨) 減免制度の見直しにあたって、どこに課題があるのか。

(答弁要旨) 現在の減免制度は、昭和41年に制度を創設して以来、減免の対象となります障害の範囲の拡大や申請手続の簡素化などの改正を行ってきたところでございます。先程も知事からご答弁ございましたように、近年、身体等に障がいがある方の日常生活を取り巻く環境に変化が生じておりますことは認識しておりますが、今後の制度の検討にあたりましては、広く県民の方々のご理解を得ることや県税収入への影響にも留意していく必要があるものと考えてございます。